

「議案第104号 堺市超高齢社会に対応するための地域包括
ケアシステムの推進に関する条例」に対する修正案

堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例案の一部を次のように修正する。

第12条第2項中「学識経験のある者」の次に「、市議会議員」を加える。